

第 1 2 号様式 病院・診療所・助産所休止届
-------------------------

どんなときに

---

病院、診療所または助産所を一時的に休止しようとするとき

いつまでに

---

休止後 10 日以内

申請に必要な書類

---

**書類は正副 2 部提出してください。( 1 部は保健所提出、 1 部は開設者控え)**

- ・ **第 1 2 号様式 病院・診療所・助産所休止届**

注意・その他

- 
- ・ 休止理由が消滅し、再開する場合、「**第 1 3 号様式 病院・診療所・助産所再開届**」が必要となります。
  - ・ 届出した休止終了期間においても当該休止理由が消滅せず継続している場合は、再度「休止届」の提出が必要となります。
  - ・ 休止期間については医療法第 2 9 条第 1 項第 1 号との整合性を踏まえ原則 6 ヶ月以内とします。
  - ・ 医師、歯科医師により開設された病院、診療所又は助産師により開設された助産所を除き、継続して 1 年を超えて休止することは認められません。
  - ・ 届出時には窓口で本人確認を行います。自動車運転免許証等本人確認できるものをご持参ください。
  - ・ 代理人による届出は委任状を持参してください。